

平成29年第4回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成29年12月21日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	請 願 第 1 号	平成30年度畜産物価格決定等に関する意見書の採択を求める請願書（請願審査報告）
日程第 3		一般質問
日程第 4	意見書案第9号	畜産物価格決定等に関する意見書
日程第 5		議員の派遣
日程第 6		委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出（議会運営委員会）
日程第 7		会期中の閉会

◎出席議員（8名）

1番 中村純也君	2番 小笠原茂人君
3番 坂口尚示君	4番 相澤昌幸君
5番 岩井明君	6番 欠員
7番 大崎英樹君	8番 大谷友則君
9番 藤田博規君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮口孝君
副町長	菅原裕一君
教育長	山本芳博君
農業委員会長	井下睦男君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	富田秀樹君
企画課長	岩城光洋君
住民課長	二村比呂志君
福祉課長	山田良則君
産業課長	神義宏君

施設課参事	越谷光裕君
会計管理者	佐藤孝夫君
農業委員会事務局長	渡辺良英君
教育委員会教育課長	佐藤則仁君
子育て支援所長	廣澤行位君
消防署長	下重博光君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	中川直幸君
庶務係長	沢崎真司君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番相澤昌幸議員及び5番岩井明議員を指名します。

◎ 請願第1号

- 藤田議長 日程第2 請願第1号平成30年度畜産物価格決定等に関する意見書の採択を求める請願書の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

相澤産業厚生常任委員長。

- 相澤産業厚生常任委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

- 1、請願受理番号。請願第1号。
- 2、付託年月日。平成29年12月15日。
- 3、件名。平成30年度畜産物価格決定等に関する意見書の採択を求める請願書。
- 4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。酪農・畜産は、本町農業の基幹部門として、地域社会の活力維持に大きく貢献しており、今日のTPP交渉や日EU・EPA交渉妥結などによって、我が国の牛肉・豚肉や乳製品市場が、これまでに経験したことのない高い水準での自由化が進行していることに、多くの農業者は将来不安を強めている。このため、政府に対し、生産現場に寄り添った酪農・畜産政策の推進と必要な予算措置を求めることは、地域経済を維持発展させるうえで必要であることから、願意妥当とするものである。

以上。

- 藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択とするものであります。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 一般質問

●藤田議長 日程第3 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、5番岩井明議員。

●5番岩井議員 私は、国保税等について質問させていただきます。

高過ぎる国民健康保険税が払えずに、生活が困窮に陥った場合、国税徴収法の要件に合致すれば執行停止できると国税庁の飯塚国税庁次長が執行停止処分の基準を明確に答弁しております。

そこで、質問させていただきますけれども、国保税徴収の根拠法規は国税徴収法であると認識しているところですが、同法に定める執行停止の要件である生活困窮に関する本町におきましての規定等についてお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

国保税につきましては、本町では独自の規定を別に定めておりませんが、国税徴収法や地方税法に準じてそれぞれの事案ごとに調査をし、判断をしているところでございます。

現在国保税につきましても、滞納処分することによってその家庭が著しく生活困窮に陥る場合がありますので、その点、十分担当職員は判断しながら、実施できるもの、また実施はしなければならないもの、実施してはいけないものを区別して業務をとり行っているところでございます。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今、説明あったのですけれども、よく理解できない部分がありましたので、私のほうから説明させていただきますけれども、この実際のモデルケース、二人世帯、年収240万円、国保税が27万8,000円、税その他の社会保険料等は47万2,000円、こういうような案件を示して、我が党の国会議員が国税庁にただしたことに対する答弁を紹介しますと、国税庁次長の飯塚厚氏が国会で国税徴収法153条に執行停止の定めがあり、同条1項2号において、滞納処分の執行によってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは執行停止できると、このように答えております。

それを判断する具体的な基準としては、国税庁次長は生活を著しく窮迫させるおそれとは、国税徴収法の基本通達で、生活保護の適用を受けなければ生活の維持できない程度になるおそれ、このように規定しているという旨を述べた上で、その金額的な基準は、個別通達で国税徴収法76条1項4号、国税徴収法施行令34条に定める金額と、すなわち1カ月当たり納税者本人につき10万円、生計を一にする家族一人につき4万5,000円であることと答弁している。14万5,000円、これが基準になってくるわけです。

そして、国税庁次長答弁をモデルケースに当てはめると、1カ月当たり収入合計月額20万円から国税、住民税、社会保険料、これ国保税も含みますが、合計月平均6万2,500円を差し引いた金額13万7,500円は、前述の基準額14万5,000円以下になりますので、執行停止の基準に該当すると、すなわち納税義務を消滅させるべき対象者であると、このように私考えるところであります。

そこで質問いたしますけれども、国保税の執行停止に該当するような町民を国保税の課税世帯にすること自体が違反であると、そして、これは是正すべきであると考えますけれども、行政としての考えをお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 まずもって、国民健康保険税は御存じのとおり、医療費の総額に対する国の補助、道の補助等々を差し引いた残りに被保険者が負担するのが特別会計の原則であります。したがって、国保料と国保税ととっている町村がございます。私の町では国保税を採用しておりますから、法律の根拠は同じであっても多少その後が違う場合もあります。今、私どもの国保税で賦課されて非常に厳しい方々もいらっしゃいますけれども、その方々については個別相談をして納めやすい形で納税をしていただいております。

おっしゃるとおり、私どもの基準といたしましては、あくまでも生活保護基準等によって執行停止する、しない、さらには物を差し押さえた場合について、その物を換価することによって、先ほど岩井議員もおっしゃるとおり生活が困窮的になれば当

然それは法的にもできないわけでありまして、執行停止をすることによって国保料と国保税では期間が違いますけれども、2年、3年執行停止すれば、当然債権の消滅が出てくる。つまり時効が完成するわけでありまして。

私どもは、あくまでも国民健康保険税は決して無理な負担ではないというふうに思っております。私どもで課税している一番安い方で単身者で所得がない方については、国保税というのはあくまでも応能・応益によって区分されるわけでありまして、したがって、均等割部分は当然賦課されますので、大体3万円前後が一人世帯の場合ではその程度かなと。月割りにすれば3,000円なり5,000円なり、それによって自分の健康が守られるわけでありまして。

これからもやはり生活基準に従いまして賦課しますけれども、生活保護を受けている方は当然これは保険料はかかりません。それともう一つ、過去には生活保護を受けていないで滞納され、現在生活保護を受けているような方も見受けられますけれども、その方は今言った執行停止をして、債権を後で消滅して健全な形でまた国保税を納めていただくような形でやっております。

それともう一つ、それぞれ担当者がそういった家庭に出向いたり、また滞納処分のごとも十分考えながら対応しておりますけれども、ある程度生活を規則正しく計画をすれば、決して現在の国保税の負担は無理ではないというふうに思っております。また、国保は最高が57万円。57万円の方々がたくさんいらっしゃれば大変国保も潤いますけれども、なかなか所得の案分でそうはいきません。したがって、国保というのはあくまでも先ほど言いましたとおり、応益・応能の原則に基づいてそれなりの負担をしていただくのが原則であります。先ほど言いました、生活の大変厳しい方については、今後も十分検討しながら前向きに課税をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 国保税の応能負担、生活保護を基準と言いますが、実際に生活保護を受けていらっしゃる方もおりますが、生活保護そのもの自体の差額、それがあってもなかなか生活保護を受けにくいという、そういう状況があるわけなのです。大都会であれば生活保護って受けやすいのですけれども、こういうのは親戚関係だとかいろいろなところがあるということですね。ましてや、そういうバッシングがかなり多いというふうに私自覚しているのですけれども、そういう中で申請するということは非常に困難なところがあると思います。

そして、豊頃町では非課税世帯というのはかなり多いわけなのです。4割強くらいあるのかなと思うのですけれども、その非課税世帯が果たして生活保護基準まで

満たしているかどうかとなると、これ本当に不思議なのです。本町でやると生活保護というのはわりと少ないほうなのですよ。しかし、その生活保護をもらうだけの権利がありながら、もらっていない方々も多いと思うのですね。そういう方々に対してもやっぱり調べることはできると思うのですけれども、そういう方々はその基準、13万円なり12万円以下でなっているところから申請しないだけに国保税も払うことになると思うのです。そういう方々についても、かなりしっかりした対応をしていただきたいと思うのですが、その辺はどういうようなお考えをしているかを伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私どもは、個人の所得の調査については税務担当で課税はしておりますけれども、国保の担当者と、また課税のほうとは区分されているわけでありまして。

したがいまして、所得の把握については、町村で把握するというのはあくまでも申告されたもの、もしくは年金をいただいて年金の証書、あらゆる形で所得は調査しておりますけれども、中には資産力の豊富な方もいらっしゃいますし、なかなか一概に私どもでこの方は生活保護に該当する、しないは、あくまでも一つの法律に基づかなければできないというふうに思っております。

現在、どこの家庭でもやはりそれぞれの生活をしっかりとっておりますので、国民健康保険税は大変でしょうけれども、自分のかかった病院代につきましては、ある程度の自己負担が必要だというふうに考えております。したがいまして、これからも所得のない生活保護基準並みの方々については、当然軽減措置をとりながら国保税の認識を高めていく考えでおります。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 国保税は、皆さん低所得者も無理して払っているというところがあるのです。

そこで質問させていただきますけれども、本町において、執行停止に該当すると思われる国保税の未納者等を調査して、行政の責任において執行停止の扱いをすべきであると考えますが、行政としての考えをお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、そういった方がいらっしゃいますけれども、ほとんどの方が月に区分して支払っておりますし、当然そういう方は軽減措置も対象になっております。今、処分の執行停止するような方は数件見受けられますけれども、今後も厳しい状態に陥った方については岩井議員がおっしゃるとおり、そういった執行停止を進めながら債権の消滅をする形になろうかと思っております。案に誰でも彼でも執行停止をすると、税体系そのものが崩れますし、やはり応分の負担を必要とするものは応分の負担をし

ていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 取るものばかりしっかり取って、そして返納すべき、取らなくてもよいものをしっかりと、また応分の負担だとかいろいろな条件を持ち出して取るということ自体が私は間違っていると思うのですよね。少数意見と言われてもいいのですけれども、やっぱりしっかりと胸を張って少数意見を言わせていただきたいとこのように思います。

最後になりますけれども、国の施策では生活扶助の減額、また母子加算なども減額されております。診療報酬の削減、また介護者のケアプランの検証などなど、生活弱者への対応はますます厳しいものとなっております。本町として、低所得者に対する取り組み等に対する今後の対応についてお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 まず、国保税については、先ほども申し上げましたとおり、町民みんなが健康であれば病院にかかる必要はございません。ただし、人によっては大変な方もいらっしゃいます。

今、岩井議員のおっしゃるとおり、そういった低所得者の軽減以上に無料化にするということになれば、あくまでも町費で負担する形になります。つまり、町費であっても一般会計から持ち出すことは厳しいので、国民健康保険に入っている方々が税金を負わなければ、国保会計は成り立たないわけでありまして。しかし、そういう形の体制をとって、本当に正しい国保運営ができるかどうかは、私は非常に疑問であります。ただ、厳しい方々と先ほど申し上げましたとおり、生活保護基準の方々については当然軽減措置をやりますし、年間3万円前後の保険料の方々におきましては、少なくとも毎月2,500円、3,000円ですから、私は努力をすれば自分の病院にかかる分ぐらいは捻出できるのではないかというふうに思っております。

ただ、基準を設けるのは非常に厳しい。特に所得を把握するのが難しいわけでありまして。人によっては資産を持っている方もいらっしゃいますし、また、年金だけで生活されている方もいらっしゃいますけれども、そういうことにつきましても今後十分検討しながら、所得の少ない方に負担のかからない軽減措置等々、十分採用しながら賦課に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 終わります。

●藤田議長 通告順番2、3番坂口尚示議員。

●3番坂口議員 鹿による農作物の被害への対策ということでお伺いしたいと思いません。

2年前に鹿対策で質問した時点では、現状は頭数が減っているという答弁でありましたが、本年はふだん鹿が出ていなかったところまできて、農作物に被害を与えております。また、電牧を引いても、それを破って出没するケースも多くなっております。また、ことしから十勝川の河畔林の伐採が始まり、鹿の生息範囲も山のほうへ移動するようになり、ますます農作物の被害が拡大していくのではないかと考えられます。

このまま現状維持の状況では、山の奥の畑では農業もできなくなり、耕作放棄地にもなりかねませんので、今後の対策と対応を伺いたしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

本町の有害鳥獣駆除につきましては、平成24年度に鳥獣被害対策実施隊を設置し、本町の鳥獣被害防止計画のもとに、猟友会の皆さん方に全面的に協力をいただきながらその対策を講じているところであります。

鹿の駆除につきましては、年間捕獲計画を600頭程度を目標に、一般狩猟期間以外に、別に、鹿の行動範囲が狭まる2月、3月に冬期一斉駆除期間を設けるなど、被害防止、捕獲活動を積極的に実施し、農林被害の軽減に努めているところでございます。

また、今年度は開発局による洪水時期に十勝川の流れの支障となる河畔林の伐採を進めており、これによりまして発砲が制限された河畔林に生息していた鹿が、河畔林から移動することで、また猟友会の方々には大変御苦勞ですけれども御協力を得ながら、その駆除に努めていかなければならないと考えております。また、北海道に対して管理する道有林、河川敷地については、個体管理体制の構築や徹底した鹿の捕獲について要望しているところでございます。

今後におきましても猟友会の全面的な協力のもと、駆除対策を継続し、鹿の個体数の抑制、削減に努めてまいりたいというふうに考えております。

参考までですけれども、十勝においても平成24年度は被害が約9億4,000万円に達しておりましたけれども、平成28年度ではその半分の約4億8,000万円程度と、本町におきましても26年度は2,700万円程度の被害だったと推定しておりますけれども、28年度はその半分近い被害額でおさまっている状況であります。また、頭数におきましても26年度は500頭、27年度は600頭、28年度は557頭というふうになっております。あくまでも目標数字を超えるように努力をしておりますけれども、いかんせん猟友会の皆さん方もそれぞれ仕事を持っている方

であり、さらには高齢化も進んでおります。非常に負担になってきているわけであり
ます。

町としてもできるだけ後継者をつくりながら、また、全面的に猟友会の皆さんに協
力を得ながら、少しでも農業被害が少なくなるように努めていかなければならないと
いうふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 例えば、半数の鹿をとったとしても1年後にはまたもとに戻ると思
うのですよね。それで、何とか半数以上減らさないと、だんだん減ってはいかないの
です。現状のままでは、本当にもう農業やっている者からみれば大変なことなので
す。せっかく育てた作物も秋には何もなくなってしまいますので、何とかこれはやっぱ
り国や道に積極的に働きかけてもらって、なんせ減らしてもらわないと、本当にもう山
の奥の農地やなんかは耕作不能になるという現状を見きわめてほしいと思います。

それで、恐らく、私の考えですけれども、一、二年このままの状況でいくと、大変
な事態になると思うのですよね。ふえております、本当に。だからその辺を何とか、
猟友会、専門の業者に一生懸命やってもらうか、それとか、とった鹿の値段、1頭当
たりの単価を上げて、少し魅力的なものにして少しでも減らしてもらうようお願い
をしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今現在、補助事業等で電牧をやっておりますけれども、電牧等では全体
的な頭数が減らないわけでありまして。北海道でも昨年ですけれども、道内に大体60
万頭超える鹿がいるのではないかとこのように思っております。

したがいまして、今、坂口議員がおっしゃるように、できるだけ猟友会に経済的に
負担がかからないように、そしてまた鹿の値段等々にも、とった後の処理等につい
ても、経済事情もありますけれども、今後、財政上十分考えながら対応したいとい
うふうに思っております。

ただ、鹿の場合については、豊頃町で少なくなれば隣の町に鹿が出るということ
で、鹿も近隣町村をぐるぐる回って歩くような形にもなっているかというふうに思
います。

それともう一つ、やはり国なり道に働きかけておりますけれども、今の鉄砲を持つ
法律、そういった総合的判断の法律の整合性をとらなければ、なかなか期間を定め
る、時間を定めるとなると、鹿を駆除しにくいような状況下にもなっておりますの
で、こういったものについても十勝町村会としても、これからもそういった法律の整
合性がとれるような形で努力するようにお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 それでは、次の質問に移らせていただきます。

互産互生の取り組み状況についてお伺いします。

最近、互産互生という言葉をよく聞くようになり、昨年あたりから掛川市や全国の報徳関係市町村とのお互いの特産品を現地で販売するなどの経済的取り組みが始まったことが報道されるようになっております。

また、現在、茂岩市街に建設中のまちなか活性化拠点施設が本年度中に完成し、地域商社が設立される予定であるとのことですが、本町が進める互産互生の取り組み状況と、これからの関係市町村との交流事業について、2項目伺います。

まず一つ目として、互産互生の拡充のための相互販売、PRに本町から何町村ぐらい訪問し、この販売にはどのような人たちが何回ぐらい来ているのかお伺いします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

現在、地域の活性化のことにつきましては、今、茂岩市街地の中に建設中であります旧はとやの跡でございますけれども、そこを改築をいたしまして、本町の互産互生の取り組みを進めるといふふうに考えております。その市街地の施設の中に地域商社を設立いたしまして、その地域商社によって経済効果を上げようといふふうに考えているところでございます。

これまでの経過を申し上げますと、平成25年度に町の商工会が主体となって進められたこうふく観光プロジェクトの一環であった静岡県掛川市との交流がきっかけで始まりました。その後、平成27年度までの3年間、サイクルツーリズムの推進とともに進められた互産互生の取り組みは、お互いの地場産品を交換し消費するだけでなく、観光から移住体験の交流まで、幅広い人的交流が生まれたわけであります。

こうした結果を踏まえ、平成28年度から地方創生関連事業により、町が実施主体となり、報徳互産互生推進協議会を設置し、掛川市との交流をさらに全国の自治体へ広げようといふふうな考えで取り組んできた次第であります。

平成28年度には全国報徳研究市町村協議会に加盟されている市町村との交流を深め、そしてマーケティングの調査、テスト販売、本町の姉妹都市でもある福島県相馬市を初め、三重県大台町、静岡県静岡市と磐田市、茨城県筑西市など、さらに平成29年度には神奈川県秦野市、山口県萩市などなど、多くの市町村と交流を深めているところでございます。各都市とは継続的な連携を推進することを確認しており、地元スーパーなどの御協力をいただきながら、ことし5月、8月に実施しました筑西市の小玉スイカの販売を通して、町民の皆さんに連携先の味を味わってもらうことが大変

好評だったというふうに伺っております。また、掛川市においてもそれぞれ特産物、次郎柿やその他の物で販売を始めており、これからもある程度常設できるようなもので頑張っていきたいというふうに思っております。

なお、掛川市の駅の売店の一部に本町の物産品を置かしまして、私も確認してまいりましたけれども、素晴らしいものというふうに好評を得ているところでございます。

これからも互産互生の取り組みについては、地場産品等の販路拡大と自治体PRに力を入れながら連携先の地場産品等も住民の皆さんに購入していただき、お互いに民間レベルとともに今後は人的交流も図っていかねばならないというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 内訳などはわかりますが、相互販売の結果、あるいは販路拡大のために訪問した市町村の感触、関係者でなく、町民に公表することが大事ではないかと思いますが、その辺はどのようになっておりますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 議員がおっしゃるとおりだと思います。

今、ものにあんばいですが、将来については私はやっぱり、これからも人的交流、そして子供から大人までお互いに行ったり来たりして、地場産品のよさをPRしていきながら、時間がかかりますがゆっくりと焦らず努力をしていく考えでございます。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 せっかくの報徳関係市町村の御縁を大事にして、今後も積極的に互産互生を進められるようお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

私も議員として掛川市を訪問する機会をいただきましたが、本州の報徳関係市町村は、イチゴやスイカ、柿などの特産品が豊富であり、町を挙げて生産に励んでいることが伺えるところでありますが、そこで、学校教育で報徳のおしえを学んでいる本町の子供たちに、相互販売で豊頃の直売所やスーパーで見ただけではなく、実際に果物が実っている、収穫している様子を体験、見学、交流を進めることで地域活性化につながるものと考えますが、子供たちを派遣し、貴重な体験をさせる考えはないか伺いたしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 議員がおっしゃるとおり、互産互生の取り組みは特産品ばかりではなく、やはり人的交流が大事だというふうに考えておりますし、人的交流がなければな

かなか継続してこういった事業に取り組んでいくのは不可欠かなというふうに思っております。

今、子供たちにもそういった北海道にない果物、さらにはそういった特産品を目で、また体で体験してもらうことが大切だというふうに思っております。

これから、また学校、教育委員会とも十分協議しながら、できるだけ前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 現状はわかりましたが、人口減少という問題の中、子育てに魅力あるまちづくりとして、ぜひ実現していただきたいと思います。

現在、姉妹都市交流を拡充、実施することなども検討できると思うので、この点を含めてもう一度お願いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今現在、私どもで姉妹都市としては、福島県相馬市と富山県の滑川市と2市が姉妹都市で、それぞれ子供たちを派遣しながら交流を深めております。

今言った互産互生の中でも、そういった本町との姉妹都市を結びたいというような状況になれば、十分検討していきたいというふうに考えております。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 豊頃の特徴の一つでもある報徳のおしえは、これから難しいまちづくりの推進に今まで以上の活用方法があると思いますので、今後も実現して下さるようお願いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 議員のおっしゃるとおり、これからもそういった形で前向きに頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 終わります。

●藤田議長 引き続き、一般質問を続けます。

通告順番3、7番大崎英樹議員。

●7番大崎議員 今回の一般質問については、既に通告している内容については大きく2項目お願いしております。

本町のみならず、人口減少や少子化、あるいは高齢化等における多くの課題に直面しているのが昨今でございます。特に地方では、これからは生き抜くために独自の知恵や工夫が求められております。平成31年まで、これは期限が決められていますが、地方創生を見据えた地域のまちづくり「まち・ひと・しごと」、これらについ

ては国策として進められているわけでありますが、本町においての経済的な先行事業としては、通告しております商業並びに本町独自の観光行政、これらについての現状把握と今後の方向性というものについてお伺いしたいわけであります。

まず最初に、商店業者の実態、それについての把握は行政サイドとしてどのように捉えているのか。また、飲食店等の閉店等が現在も確認されております。これらの対策について、まず最初、お伺いしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

商店業の実態把握でありますけれども、御承知のとおり、商店等の閉店につきましては、後継者問題や店主の高齢化など、その理由はさまざまであります。また、経営上の理由により、直前までなかなか情報が入らないケースもございます。行政ではなかなか立ち入ったことに入ることできません。

したがって、議員も御承知のとおり、商工会で重点的な事業に位置づけられている商工業振興事業において、市街地空き店舗対策に商工会では取り組んでおり、行政としても当然共同作業で行っているわけであります。これまでも、まちづくり委員会等でお互いに情報を交換しながら、収集して、現在に至っているところでございます。

今後も商工会や関係各所と連携して、情報収集や実態把握に努めてまいりたいと考えております。関係者の皆さんには、これからも積極的に情報提供なり御意見をいただきながら、すばらしいまちづくりにしていきたいというふうに思っております。

また、飲食店等の空き店舗対策につきましては、現在商工会と情報共有しながらその対策を考えているところでございます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 ただいま質問した内容について御答弁がございました。

私は、行政の商店業者あるいは事業者に立ち入る限界というのは当然あると理解しております。しかし、本町の商業あるいは工業についても、主に工業といってもこれは土建業が主たるものだと理解していますが、これらの廃業、閉店が非常に近年目立っております。その原因は町長が答弁されたように、本町における後継者の問題もそれはおありです。あるいは、高齢化している従業員、あるいは事業主というところの考え方、いわゆる継続不能ということですね、事業の。あるいは、事業主によっては、やりたいが健康不調だと、自信がない。あるいは、事業採算が乗らないという要因もあるというふうに理解しています。

それで、最後に私が触れたいのは、就労者の不足というのが最も重要な要因なのか

など。それは先ほど冒頭に私お話しまして、質問の内容で前段触れました、人口減とそれから高齢化、これはもう全国的なものだというふうに捉えているのですが、ところが本町においては顕著なものだというふうに私は関係者との中では非常に強く身を感じている内容であります。

したがって、業者についてはそのように業種、業態が違いますが、全体像としては何か将来的な事業主の希望とか、あるいは発展だとか、あるいは将来的な安定度というものについては全く感じられていないのではないかなというところを感じとっております。

今の中で特異的なことを申し上げたいと思います。私の情報であります。

平成29年の12月末でお店をやむを得ず、今言ったような要因で閉めざるを得ないという情報があります。それから、唯一本町の核となる商店も、後継者あるいは健康不調、あるいは将来的な希望という事業の計画が立たないというところの業種も、年度内に閉店をやむを得ないというところの仮定で検討しているという捉え方しております。こういうことになりますと、我々町民の生活圏の日常購入する食品や、あるいは業態としては日販というのですが、日々の販売するもので生活が潤っているあるいは維持しようとしている町民の生活圏というのが見えないと私は感じ取りをいたしております。過去には大津の地域も閉店いたしました。豊頃駅前のお店もやむを得ず閉店いたしました。今はコンビニエンスストア1店と町なかの1店であります。これを限定的に考えても立ち入ることは難しいかもしれません、行政としては。しかし、指導はできると思います、行政の指導。

何を言わんとしているかということ、商工会という商圈の核となるそういう団体を通じてでも、行政の立場で指導すべきであろうと、あるいはしているかもしれませんが、より現実味に考えれば、それらについての指導はいかほどだったのかというところをお聞きしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ただいま御指摘のとおり、非常に町の中も廃れてきているのは現実です。商店も大変厳しい環境に置かれております。

私ども行政の責任といたしましては、当然商店に客が来る、それにはやはり人口なりいろいろな条件が伴うわけであります。私は今、職員がそういった空き店舗の利活用には努力はしておりますけれども、なかなか情報が乏しい。何といたってもやっぱり商工会の会員の皆さん方は、そういった情報提供をしていただける最大のグループであります。したがって、行政がすることは、もしそういう店舗が来る、または今の店舗を続ける、しかし経済的に大変だということになれば、十分行政としても支援できるものは支援していかねばならないと考えております。

特に、よその町でもスタンドがなくなるといったらスタンドに対する助成とか、また、ある商店を守るためにできるだけ範囲で行政で指導していく、それがつまり町民の生活につながるわけであります。

今、高齢化社会で特に豊頃町も高齢者の多い町でありますけれども、いかんせん年を重ねると足がなくなりまして、車の免許を持っていてもなかなか運転できないのが現状であります。そういった方々にも当然生活する権利がありますから、できるだけ遠方に行かないで地元でできるような形で努力をしなければならないというふうに思っております。

これからも今言った地方創生による事業を核として、商店街の活性化に努めていきたいというふうに思っておりますが、情報提供がなかなかできない、また商工会にお願いしてもそれは商工会もやっぱり限度がありますから、人の店まで相談するというのはなかなか厳しいものがあると思いますし、また、商店の方々についてもその人の方の人生観がありますので、一概に強制的にはできませんけれども、できれば空き家になる所を、ほかの町からでもいいからそういう情報を提供していただければ、経済的な支援については十分町としても支援をしていかなければならないというふうに思っております。できるだけ人口を最小限に食い止め、さらに商店が少しでも潤いのあるような形で努力していかなければならないというふうに思っております。

今、プレミアム商品券を発行して、それぞれ売り上げに協力していただいておりますけれども、これも多少なりとも効果がありまして、券を使った購買が間もなく2億円近くなる可能性になっております。私も行政としては、できるだけそういった面で支援をしていきたいというふうに考えております。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 ただいまの説明で、町長のやろうとしている気持ちはわかります。しかし、結果的に事業というのは、実績とその結果を出さなければいけないわけです。言葉、夢物語でこの事業をやるということは、非常に事業者個人の責任になるのですが、やはりそれに行政の立場としてどう商工会やあるいは一事業者に差し伸べる手を具体的にしていかないと、もう待ったなしの本町の商店の事業者だというふうに私は失礼ですが捉えています。

したがって、例えば、私が触れてきた内容の中に要素はたくさんあります。なぜできないか、なぜ難しいのかってあります。ありますが、知恵と工夫をしましょうということについての考え方をお聞きしたいのですが、もし、そういうような現実の話で、新年度に向かってでも、今、予算査定中であろうと思いますが、やはり商工を力づけるために、それらの要素のところの事業者に、例えばネットを使ってでも公募するとか、あるいは具体的な支援策を豊頃型といいますか、豊頃方式といいますか、そ

ういうものをやはり示さないと、現状であればまた同じようなことを質問として出さざるを得なくなってくるわけです。何か見えるような形態を、ぜひとも新年度に向かってつくり上げるべきだというふうに考えます。

特に、人材不足であれば、就労者不足であれば、それらについてのプロジェクトは早急に、近々に設定し、どうあるべきかという情報収集をして、やはりそれに一步、二歩、前進するぐらいの考え方を示していただきたいなというふうに考えますが、もう一度町長、御答弁いただきたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 先ほども申し上げましたとおり、私ども職員、それぞれ担当者は努力をしておりますけれども、いかんせん我々の仕事は行動力にも制限を受けますし、またそういったノウハウ、知識等についても乏しいものがあります。

何といたってもやっぱり商工会の内容等につきましては、餅は餅屋的に教えていただいて、本町でできることはそれに対する財政支援、環境整備はこれはもちろん当然まちづくりのためにしなければならないと思っております。これからもやっぱり商工会と十分スクラムを組みながら、空き店舗、また店を閉じるような店があれば、いち早く情報を提供しながらその対策を考えていきたいというふうに思っております。私どものノウハウでは、商工会に対する意見等についてはなかなか厳しいというか、そういったノウハウはありませんので、まさしく釈迦に説法するようなもので、それは効力ないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今、国でやっている地方創生事業、さらにまだ期限がありますので、こういった事業も活用しながら、商工会から情報提供、また商工会と一緒にまちづくりを考えながら努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 これ以上いろいろと具体的なことを提示してくれるということは無理かなと思っておりますが、最後にこの部分について1点、質問させていただきます。

地方創生の制度というのは有限で31年までです。これは、やはり地方から国にいろいろと提案してくださいと、自分のまちづくりのために、元気になるために、町をもっともっとよくするために、町民が住んでよかったというようなメニューを出してくださいと。出せば、これについて国としては地方創生、今回の互産互生、同じですね、7,100万円ついたらじゃないですか。これだって、黙っていれば、国に出していなければ、閉店した店は息が吹き込まれないわけです。ですから、そういうようなものであつたと残された2年間の中で、ぜひとも豊頃方式、豊頃型の特異的な提案を、我々含めて全町民がそういうものを提案するような、そういう機会をぜひとも設けて

ほしい。

これは、庁内のスタッフだけではやはり限界があるし、入り込めないところもあるわけですね。その一番大事なところは、商工会です。商工会が、私も会員ですが、自分を批判するわけですが、やはりそういう組織の中で建設的な、生産的なコミュニケーションとか協議会というのを、ぜひとも私は行政からも指導していただいて設定できればなど。あと残された2年のうちで何かを見出していくべきだというふうに思いますが、町長には申しわけないのですが、もう1回これについての考え方を強くいただきたいですね。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 御指摘のとおりだと思います。

私どもも、商工会に期待とか何とかということではなくて、商工会に情報がありますので、そういった情報。商工会の方も、例えば空き店舗に、知人・友人がいて、そこを持つとしてもやっぱり財政的なものがあるから、そこまで商工会に負担をかけた個人に負担をかけることはできませんので、これからそういう情報を提供していただいたら、早速私のほうはそれに対する環境整備、財政支援できるものは積極的にしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、商店街の活性化は、行政と商工会が一体とならなければかなうものでもありませんので、今後もさらに今まで以上に商工会と情報を密にして頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 非常に集中的に(1)の商店業者の実態把握と飲食店等閉店対策のほうを質問させていただきましたが、関連するものですから、最後に1点だけ(2)のところに触れさせていただきたいと思います。

新規起業者の受け入れについて、既存事業での受け入れ要件と業種による受け入れ募集の充実、募集については先ほど公募ということをお願いしたのですが、それらについても含めて検討されるという理解をさせていただきました。

現在、本町において産業振興事業補助金という制度があります。これについてはいろいろな内容があります。例えば、人材育成事業とか新規起業、新しく起きる事業の支援とか、それから異業種進出についての支援とかあります。そのほかに、新製品だとか店舗改修だとかあるのですが、特に触れたいのは、新規起こす業の支援、これについては対象経費が現状の制度では2分の1です。上限がありまして、これは300万円までということですが、これらについて、町長もう1回、この件について今関連したことで、この支援内容をもう少し太らせてもらえるかどうかというところ、予算

査定の中で盛りこんでもらえばありがたいと思いますが、この件についての考え方をちょっとお聞きします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今現在、そういった形で頭が約300万円ということになっております。ただ、起こす新規事業、起業については、もし条件等が整えば、今300万円ですけれども、当然これは規則、要綱等で定めておきまして、またそういった組織をつくれば議会の議決をいただきながら規則なり要綱を定めていきたいというふうに思っております。特に、私の町に来て新しい事業を起こす企業がありましたら、ぜひとも情報提供と、さらに現在の要綱見直しも十分考えながら前向きに検討していきたいというふうに思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 ありがとうございます。

そのような姿勢と考え方で、ぜひとも懸案の内容について充実したものにひとつ進んでいただければというふうに思います。

次、2番目の観光事業の振興についてということで質問させていただきます。

●藤田議長 大崎議員、時間が経過しておりますので、質問中でございますけれども、15分まで休憩したいと思うのですけれども。

一般質問中ですが、11時15分まで休憩をいたします。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

一般質問者、大崎議員。

●7番大崎議員 先ほど少し触れたところですが、2番目の観光事業の振興についてということであります。

これは私は今回が初めてではなくて、以前からも観光については特に期待しているところがございますので、何度もの質問になるかもしれません。また、重複するところが出るかもしれません。

特に、昨年度から本町のメイン観光になっているというふうにも言っているぐらいの、これも12月7日の新聞に大きく取り上げていただきました。中には御記憶にあると思いますが、ニューヨークタイムスまでにもそれが記載されたというような内容のジュエリーアイス、これはもう本当に今後期待できる本町の埋もれた、今まで気がつかなかった観光の財産です、資源です。何かほかの町にはないものがこの豊頃町に誕生しているわけでありまして。この件について、私は日曜日にも現地まで行ってきました。現状は、あるいは今後1月13日ぐらいから2月いっぱいぐらいまで、そ

の1カ月ちょっと、このときに売店も昨年度の状況を判断してできるようになったと。それから、関連していろいろなものがそこに対策としてとられている場所まで見てまいりました。

これが本町の冬の観光だけではございません。特に顕著なものに私は触れたわけがあります。あわせて、新たな観光事業というのは、今まで埋もれていたものが、あるいは既存であるものがそれにリンクして何かできやしないかというところを感じとっていますが、行政としてどのようにこれらについての観光スポットを評価しているのか、あるいは今後これについてどう連動するかというところをお聞きしたいというふうに思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ただいま御質問ありました観光資源ですけれども、ことしも1月、2月に多くの観光客が来ることを期待しております。去年は、報告によりますと約2,000人近くの観光客が来ているというふうに伺っております。

もちろんこのジュエリーアイスにつきましては、何といたっても今まで気がつかなかった、あったのだけれどもご縁がなかったというのが第一ですし、また、これを広めていただいた本町出身の浦島さんにも本当に感謝をしているところでございます。

今、各担当課が一丸となって大津地区の環境整備を行っており、住宅の近隣にジュエリーアイスがありますので、大津の住民にまず御理解をいただく。そして朝が早いので、本当に御迷惑をかけることがたくさんございます。これも担当者と大津の漁協、さらには地域の区長等々と十分協議しながら進めております。

小さな町に大きな観光客が来るようになりますと、今の施設ではまだまだ対応できませんけれども、早急に駐車場や、ときには温かいものを飲めるような場所等々を整備している最中です。肝心なのは、空き地でもなかなか住所、本人がつかまらない、また本人と話しても兄弟方が多くいて相続の関係、いろいろな関係が出てきておまして、それも一つ一つクリアしながら環境整備をしているところでございます。

特に議員も御承知のとおり、観光事業の領域は非常に広範囲にわたりますし、このことによって宿泊業そして交通業、旅行業、観光レクリエーション事業など、多種多様で複合的な産業であるというふうに思っております。

ほかにないこういった形でPRできることは大変うれしく思っておりますし、同じ十勝管内でも陸別町のように寒さを糧にして、それで観光を進めているところもありますし、このような形で、期間は短いですが、多くの方が訪れることを期待しております。

それには先ほども言ったとおり、何といたっても地域の皆さんに御理解いただく。そして地域の皆さんに御迷惑をかけないような方法で対応していきたいというふうに

思っております。外人が非常に日本人の生活環境、生活をのぞいてみたい気持ちもわかりますけれども、やっぱり日本では無断で人の敷地に入って窓をのぞくというのは、ちょっといやらしいのですけれども、そういったこともなれてくればまた御理解いただけるかなというふうに思っております。

これからまだまだ整備、トイレ、駐車場等々、看板、その他いろいろ準備するところがありますけれども、今、早急に努力しているところであります。また、パンフレットなんかにも日本語と英語の並列したようなものも掲載しなけければならないということで、そういった事業を進めている中で、いろいろな形でまた大崎議員も気がついたことがあれば忌憚のない意見を出していただいて、町一丸となって観光客を迎えていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 現状についての行政サイドの捉え方を説明されたわけでありまして。

私はこういうような本町独自といいますか、特異な、豊頃でなければできないという、あり得ないというところの自然立地条件というのは常日ごろ触れていますが、できれば、町長が答弁された中に観光大使の浦島氏、この貢献というのは私非常に大きいものがあるし、メディアもそれについて協力してくれているということについては、万人が認めているところであります。ところがこれにリンクする、連動する豊頃町の観光地はないかというところで、実は私JT Bに行ってみました。JT Bでは、やはりワンスポットしか捉えていない。豊頃町の現状の把握ができていなかったのです。

その一つとして私申し上げたのは、長節湖というものがあることを御存じですかというところで、夏は知っているが冬の利活用ができていないというものであります。現状は、ゲートが閉まって穴釣りの人方はあの道道に隊列になっているわけです。これは交通事故のもとにもなるなというふうに私は思ったし、それから降雪のときには除雪に支障があるなというふうにも捉えていました。これはお金かかるかもしれません。除雪費だとか管理費だとか。しかし、常時来てはいない釣り人ばかりを期待できるものでもないと思いますが、そういうものを旅行会社あたりに提案された場合にどういう反応があったかという、知りませんでした。御存じありませんでしたというところですね。そういうような一つ。

それから、もう一つは本町のシンボルであるハルニレであります。私はこの降雪が終わってから現地に行っています。ハウスはなかなか見る人もトイレを利用する人もないのかもしれませんが、そこには我々が、私自身が夜半のまだ寝ているとき、夕方私どもは仕事でそれだけの時間はない。しかし、写真家はそういうワン

チャンスをつかえている。行って見ますと足跡があります。どういう足跡かというところ階段の足跡ではありません。真つすぐハルニレではありません。遠くを回ってシャッターチャンスを狙っているわけです。少なくとも、聞くところによりますと写真家はハルニレの根元は足を踏み入れないでほしいと、いわゆるシャッターチャンスで足跡が写るということは逆なんだそうです。そういうことも教えていただきました。

したがって、どうでしょうか。ことしからジュエリーアイス、長節湖はもし加えられれば、あるいはハルニレの写真家のチャンス、こういうものの連動を我々は条件を整備してあげるということがやはり心配りであり、豊頃町を訪れる観光客への配慮だと私は思います。

若干それには経費がかかります。しかし、それは行政とあるいは担当する商工会やあるいは企画課も大変かもしれません。しかし、担当にそれを任せるだけではなくて、我々もそういう意識を持って対応するというところの考え方をすべきではないかというふうに考えますが、それらについてのお考えがあれば、実務者でも町長でも結構でございますが、町長の意見まず聞いてみましょう、お願いします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、観光地の連動的なPRはいかがかというふうな御質問ですけれども、私も今の御質問については賛成ですけれども、ただ、長節湖のわかさぎ釣り等々につきましても、過去にもある程度環境整備をしましたけれども、非常に事故が多い。さらに車とともに下に落ちる等々あって、非常にマナーが守れない、そして地域の漁組の皆さん方に御迷惑かける等がありますけれども、ある程度金をかければ整備ができるかというふうに思っております。

ハルニレも今言ったとおり、写真家にとりましては周りの足跡はないほうがよろしいかと思えます。中には近くに行って抱擁するような、触ってみたいというような気持ちの方もいらっしゃると思いますので、一概にそういった形で締めつけることもどうかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後そういった連動した形で観光をPRしていきたい。さらに、今やっておりますジュエリーアイスについては、まだまだこれから環境整備がたくさんありますので、何といたってもジュエリーアイスを中心に頑張っていきたいと思えます。今後ともいろいろな情報があれば、また御提供いただきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 特にお聞きしたいことは、町長の先ほどの説明の中で、昨年度の入り込み客が2,000人、これはアバウトでしょうけれども、今回の施設を整備しま

した、駐車場も私は見てきました。どこに売店も置くんだなというのも確認をさせていただいてきましたが、一つ最後にお聞きしたいのは、この観光客やあるいは現地の大津の町民の皆さんもそうですが、何かあったときの災害の避難場所というのは、あの12メートルの砂山もきれいに除雪してありました。336の避難所も除雪はきちっとできておりました。現段階では問題ないと私は確信をしてきました。それらについての災害発生の指導的な誘導員というか警備員というか、そういうものというのはどのようになろうとしているのか、考えているのかということ。それから、今回は入り込み客は去年よりも私は数段多くなるだろうと予測しています。これはエージェントもそういうような感触を得ているようです。ですから、そういうものについての対応は、現段階でどのように考えているのかということをお聞きしたいと思いません。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在のところ、災害に対する考え方は今持っておりません。ただ、2,000人ということは、一度に2,000人来るわけではなく、毎日バスが何台か来ます。特に大津のところで災害というのが一番心配されるのが、何といたっても地震であります。過日の報道でも、十勝沖、さらには釧路根室沖でも約20メートルぐらいの津波なんていう話もありますけれども、ただ観光客をそういうときのための避難場所、一時的避難は別として、有事の際はやはり遠くへ逃げるのが第一ですが、バスが来ておりますのでそこまで心配はしなくてもいいかなというふうに思っております。ただ、このことに手をつけますと、ある程度の目標を持った形でやりますから、また財政負担が5,000万円、1億円かかるわけでありまして。そういったことを考えると、なかなか完全な体制にして観光施設をつくるということは我が町ではちょっと無理でございますので、とりあえず今来る方にいかに思い出の多い、そして楽しんで感動していただく施設ぐらいが限度かなというふうに。将来にわたっては大崎議員がおっしゃるような避難場所等々についても手をつけていかなければならないときも来るかと思っておりますけれども、現在の段階では無理というふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 以上、通告いたしました2項目について40分いただきました。

終わらせていただきます。ありがとうございます。

●藤田議長 一般質問を続けます。

通告順番4、2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 私は、豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略における子育て支援環境の整備状況について質問をさせていただきます。

まず最初に、豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業計画の中にある「4、切れ目のない子育て支援プロジェクト」の子育て環境の整備における4項目の事業の現在までの取り組み状況について、町長に伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、平成27年11月に策定いたしました。「切れ目のない子育て支援プロジェクト」の各事業は、現在4事業のうち一つであります。このことにつきましては3カ月診断時に対象者に絵本を1冊ずつ配付しており、ブックスタート事業という事業で絵本を紹介し、母と子が心触れ合う機会の提供として定着しているところでございます。

残りの3事業についてはまだ実施しておりませんが、実施に向けて現在鋭意努力をしているところであります。

子育て世代が安心して子供を育てることのできる環境を充実していく上で、大切な施策であることは認識しているところであります。これらの事業についても内容をこれから十分精査しながら実施に向けた取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長に事業の取り組み状況についてお聞きいたしました。

町長の説明において、本事業の進捗状況は理解できたわけではあります。本事業の内容を理解するにあたり、子育て支援所の担当所長にももう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

まず、施策の一つ、保育環境の充実については後の質問において、御意見、御説明を聞かせていただきたいと思いますけれども、先ほど町長の説明の中にもあった、まだ実施されていないというファミリーサポートセンターの概要説明と機能性について御説明願いたいのと、ことばの教室の充実の重要業績評価指標にある専門員の配置についてとありますが、現状の保育士対応では難しいわけについて、子育て支援所長に伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私が説明して、あと事務的な内容には担当所長が説明申し上げますけれども、今言った三つ残された事業がありますけれども、それらの事業についてもこれから前向きに取り組んでいく予定であります。

ただ、保育所というのは、今非常に民間経営が多くなっています。なぜ民間が多く

なるかという、民間ではある程度人事配置、さらには公務員と違って非常に規則が、法的には守りますけれども、ある程度緩和しながら運用できるという形で、どうしても公務員の施設になると一定の法律の下で行うわけであります。先ほどもちよつと言葉でも申し上げたファミリーサポートの関係だとか聴覚の関係、これらについても非常に資格の有する方、また大学なり専門学校出てきた方でなければ、なかなかそういう指導もできないということで、小さな一保育所ではそういった専門の方を置くことは非常に厳しいかなと。あと、これらの言葉の内容については、担当所長のほうから御説明申し上げます。

●藤田議長 廣澤子育て支援所長。

●廣澤子育て支援所長 私のほうから個別の案件につきまして答弁させていただきます。

その他の事業として二つありますが、最初にファミリーサポートセンターの設置ということではありますが、ファミリーサポートとは、子育てを応援する育児ボランティア制度のことをいいます。子育てについて手助けをしてほしい依頼会員とお手伝いのできる提供会員で登録した会員組織をつくり、地域で子育てサポートをしていくことを目的とするもので、センターは登録会員の活動調整を行う機関となります。

具体的な援助活動としては、保育所や学童保育所、学校等の開始時間前、または終了後に子供を預かることやその送迎、その他通院、冠婚葬祭時などの他のお子さんの学校行事のときなど、保護者の都合による一時預かりなどが主な活動になります。利用費用は一人につき30分当たり300円程度で、援助活動としては提供会員の自宅で行うことが原則となり、事故、不測に備えてセンターが保険に加入することとなっております。設置状況としましては全道で57市町村、十勝管内では10市町村に設置されております。

本町におきましては、茂岩保育所が平日最長午前7時半から午後6時まで、学童保育所は授業終了後午後6時まで、夏休みなどの長期休暇中は午前8時から午後6時までお預かりしておりますので、ファミリーサポートを利用するとなればこれら保育所、学童保育所の登所、降所前後の時間帯や送迎と保育業務を行っていない土曜の午後からと日曜、祝日などの利用が想定されるところであります。

次に、ことばの教室の充実ということでもう1点御説明申し上げます。

ことばの教室でございますが、本町では発達のおくれや障害のある児童とその家族に対する相談支援や自立して生活できるように援助する取り組みである療育については、保健センターの保健師やことばの教室の保育士を指導員として対応しているところであります。現在、ことばの教室においては、主に言語障害や発達のおくれが認められる幼児及び児童生徒の通室指導を行っており、就学前児童6名、小学生4名が週

1 回程度通室しております。

近年、言語にかかわる指導が必要なお子さんよりも、自閉症、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害といった特別な配慮が必要なお子さんが多くなっております。これらのお子さんについての療育指導や、家族へのカウンセリングの根拠となる発達の評価については専門性が高く、北海道の事業や児童相談所を活用するとともに、言語聴覚士や心理士などが所属する医療機関などに町独自に業務委託して対応している状況であります。よって、現在指導に当たっている保育士では、研修なども随時しているところですが、一層対応が難しくなっているところでもあります。

以上でございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2 番小笠原議員 ただいまの子育て支援所長の説明や先ほどの町長の説明を伺い、いずれにいたしましても、どちらの事業を実行するにいたしましても、人材の活用や専門職員の採用など、かなり我が町にとってはハードルの高い事業でございます。子育て環境の整備や充実を図るため、また、このような事業を実行するためには、人材の活用、いわゆる雇用という部分につきまして、今後どのような方法を考えているのか町長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 特に保育所の問題につきましては、先ほども言いましたとおり、うちは公設でありますけれども、隣の町では民間で経営して、民間でありますと総合的に人事配置もできますから非常に効率よい形ができます。そして今、私の保育所でもある程度時間を延長して朝は早くからまた夜は遅くまでやっております。ただ、その家庭家庭によっては事情があると思って、どうしてもきょうは子供を連れていけない場所に行かなければならない、そういうときは隣近所、またボランティアの方、それによって保育所が開いていけばいいのですけれども、なかなかそういう形もならないというふうに思っております。

ただ、私は総合的に判断して、私どもの一定のルールの基準のもとで子供を預かっております。ですから、どうしても家族的に時間がとれなくて子供を預けなければならないなら、やっぱり地域のボランティア、もう一つは、ある程度自己責任、そして自助努力も必要でなければ、そういった施設にいつでも自由という形にはいかない。もしいけば、どうしても財政的に負担がかかりますから、それだけ皆さん方にもまた御迷惑がかかるような形になろうと思っております。

行政として、できる最大限のことはこれからも継続して行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長のお考えをお聞きいたしました。

このように現在進行の事業にかかわらず、我が町における子育て支援には人材の発掘と新たな雇用の問題が大変重要課題となってきております。保育士の担い手につきましても、若手、中堅の募集求人が思うように行かず、現在の主幹保育士が休暇中であることから、正職員の保育士は1名となっているのが現状であります。現在、1日の仕事をシフトするに当たり、保育士資格を有する正職員1名、準職員6名、嘱託2名、代替えさん複数名と関係者から聞いておりますが、ゼロ歳児から6歳児まで57名のお子様たちを保育するに当たり、働く保育士たちの現場もかなりハードだと聞いております。今後もこの体制が継続されるのか、また新規採用にかかわる新しい情報があるのか、現在の嘱託、代替えさんの十分な人員は確保されているのか等、このことについて町長、もしくは子育て支援所長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今御指摘のとおり、非常に私どもも募集しても人が集まらない、今までも幾度かこういった情報提供してくれる方もいらっしゃって、入りますけれども長く勤まらないのが現状であります。相当肉体的にも過重かなというふうには思っておりますが、これからも御指摘のとおり、できるだけ多くの方を募集して、負担のかからない程度の形にしていきたいというふうに思っております。現在勤めている方々については、ある程度キャリアもありますので問題ないかと思っておりますが、どうしても新人が多くなるとそれだけまた人数もふえないとやっていけないような形にはなっているわけであります。

これからも現場の方々と内容を十分把握しながら、必要に応じた人員、配置または求人募集をしたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 「切れ目のない子育て支援プロジェクト」、子育て環境の整備をするためには、まずもって人材の確保が我が町にとっては重要課題であると思っております。今後2年から4年後には準職員保育士の退職者もある程度予想されており、包括的な保育士の確保と幹部となる保育士の養成、保育士の資格向上に向けての研修会の充実などを町長に強く要望させていただき、子育て支援事業を推進していただけるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 御指摘のとおり、保育所の先生の数が非常に厳しいということで、今後積極的に募集活動を行い、安定した保育行政をできるように努力をしてまいりたい

と思います。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 我が町には待機児童問題は今のところ存在していないというふう
に聞いているわけでございますけれども、やはり潜在的に保育士が不足している状況
もございまして、やはり昔保育士の資格を持っていた方ですとか、最近十勝におい
ても潜在的保育士の発掘というものも叫ばれているようでございます。保育士確保に
向けて積極的なスカウト、またアプローチ等が必要かと思えます。関係機関も含め
て係の方も含めて、ひとつ今後将来に向けて保育士の確保については努力のほどよろ
しくお願いいたします。

次の質問でございますが、保育環境の充実の施策において、保育所の民営化も含め
検討し、育児期においても安心して就労ができる環境を整備する、休日保育、夜間保
育、病児保育などが計画にあるが、我が町としての検討状況及び実現可能性につ
いて町長に伺います。

先ほど町長からも民間の関係のことについてはお話がありましたが、実現可能性に
ついて町長に伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、本町における保育環境につきましては、茂岩保育所は4クラスで
57名、大津が僻地で混合で6名を預かっているところでございます。保育の時間
につきましては、通常は午前7時30分から午後6時まで、長時間にわたって行
っておりますし、また大津については8時から5時までですけれども、土曜日につ
いても茂岩保育所では最長午前7時30分から12時まで、普通の保育所ではこれ
だけ長くやるというか、数限られた人数でこれだけオープンすることは非常に先
生方にも負担がかかっているのではないかというふうに思っております。

したがって、休日保育、夜間保育、病気に対する保育などになると、常時やっ
ぱりそれに対応しなければならないというふうに思っております。今後は先生
の数によるけれども、十分そういったものに対応できるかどうか検討しながら前
向きに進めたいというふうに思っておりますが、ただ休日保育、夜間保育にな
ると、今まで通常勤務した以外の人に勤務してもらわなければならない。さら
に普通のボランティアで預かるのと違って、公設になりますとある程度資格
を持った方がいらっしやらないと、万が一事故があった場合についての対応
がなかなか厳しいということになります。先ほども申し上げましたとおり、
日中の先生もなかなかたくさん集まりませんが、今後はできるだけ保育士
の数の増員に努力を重ね、今言った休日、夜間、そういったものにも多少
対応できるような形、これも時間はかかりますけれども、前向

きに検討していきたいというふうに思っております。

先ほども言いましたけれども、休日があるから、夜間があるから、何があるからいつでも子供を預けられるという安心感と同時に、逆に広すぎれば広すぎるほどやっぱり財政的負担、保育所の先生方の確保にかかるものですから、お互いに自助努力なりそういったものも考えながら理解しながら進めていかなければ、この問題は解決が非常に厳しいかというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長に御答弁いただきましたけれども、また先ほどの質問の中でも民間の関係のことについて、町長から説明をいただきましたけれども、まずこの質問で私注目しているのは、町長の発言にもあったように、いわゆる保育所の再編及び民間移管の検討にあるというふうに私は考えております。町長の民間移管に関する考え方は先ほどお聞きしたわけでございますけれども、何分にも保育業務にかかわる専門性の高い民間経営者をどのように参入させるのか、また簡単に見つかるわけもなく、今の我が国の保育環境の事情からして、たやすいことではございませんというふうに私も思っております。

最近管内では、国が進める企業主導型保育事業の助成を受けて施設整備する民間保育施設や企業の保育施設も出ており、それにかかわる保育士や経営の専門職は引く手あまたです。ますます狭くなる人材の窓口は私ども豊頃のような田舎の町には開いてくれないのではないかとというふうに私は思っております。正職員、準職員採用枠の拡大や超勤手当の充実など、他町村よりもよいと思われる保育所であるよう、町外からスカウトしやすい環境を整備するべきではないかとというふうに私は思うわけですが、町長はどのように考えるか伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私も将来にわたって保育所の場合は民間で行ったほうがやっぱり子供たちの対応もできるのではないかとというふうに。特に民間の方は施設を何カ所か持って先生方もある程度異動、人事配置もできます。

もう一つは、保育所だとか福祉施設に勤める方というのは、どうも自分の時間が少ない、さらに仕事が終わっても同じ地域に住んでいるものですから、体の休まる暇がない。本来ならば、自分の時間があれば町へ行って自分の体を癒やす行動も必要かというふうに思っておりますけれども、なかなかそういうわけにもいかない、地元にいる、どうしても田舎の場合はそういった意味では先生も集まりにくいのも一つの原因ではないかなというふうに自分では思っております。

いずれにいたしましても、これから休日の保育や夜間保育等々については避けて通

ることのできない課題であります。民営化にするか、それとも職員を充実してそれなりに対応するか、十分総合的に判断して努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 町長の考えを伺いました。

特に我が町においては、今の状況では休日保育、夜間保育、特に病児保育などという部分についてはかなり事業化は困難かと思われまます。ですが、一部の声が上がっている土曜日の1日保育及び延長保育については、親御さんの要望もあるようなので御検討くださればありがたいわけでございますけれども、ひとつ担当課長と協議の上、御検討をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 問題は、お母さんが土曜日にも1日働いている方もいらっしゃると思います。そういう方については、高学年になれば学童保育等々も対応できるかと思っておりますけれども、これらについても現場の先生方と十分協議しながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 いずれにいたしましても、子育て環境の整備ということで、働く側にとっても、また子供さんをそこに通わせる親のほうにとっても、また子供にとってもよい環境づくりを手がけていただきたいということをもって、以上で私の質問を終わらせていただきます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 十分理解いたしましたので、前向きに検討していきます。

以上です。

●藤田議長 これで、一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 意見書案第9号

●藤田議長 日程第4 意見書案第9号畜産物価格決定等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

4 番相澤昌幸議員。

● 4 番相澤議員 意見書案第 9 号。提出者、豊頃町議会議員相澤昌幸。賛成者、豊頃町議会議員坂口尚示、同上岩井明、同上小笠原茂人。

畜産物価格決定等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

畜産物価格決定等に関する意見書。

北海道の酪農・畜産は、気象・地理的に不利な条件を克服しながら、専業経営を主体に発展し、豊富な飼料基盤を維持しながら、国民への安全で良質な牛乳・乳製品及び畜肉の安定供給という重要な使命を担っており、近年は府県の生産基盤の後退に伴って北海道の位置付けが高まってきている。

加えて、酪農・畜産は、北海道農業の基幹部門として、乳業や食肉加工業など幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支えるとともに、農村社会の活力を維持するなど、極めて重要な役割を果たしている。

しかしながら、北海道酪農といえども、止まらない飼養農家戸数の減少と乳用牛頭数の減少という厳しい現実に直面しており、現在では生乳生産量は減少局面にある。これまで、巨額な投資と補助事業に後押しされた規模拡大政策によって、生乳生産量全体を確保してきたが、生産現場ではこうした手法にも多大な投資負担や労力面等からも限界感が漂ってきている。

さらに、広大な北海道の酪農地帯においては、単なる生乳生産のためではなく、地域コミュニティを維持するため、中小規模の酪農経営をいかにして次世代に繋いでいくかが重要な課題となっており、こうした視点を取り入れた生産基盤の強化策が求められている。

また、TPP 協定や日EU・EPA 交渉妥結などによって、我が国の牛肉・豚肉や乳製品市場は、これまでに経験したことのない高い水準での自由化が進行している。このため、次世代を担う後継者をはじめ多くの農業者は、更なる国内生産の縮小と所得の低下を招きかねないと将来不安を強めている。

については、国民の基礎的食料の一つである牛乳乳製品及び畜産物の安定供給、地域経済・社会を支える家族経営・農業法人を中核とする酪農・畜産の持続的な発展を図るため、未来を切り拓く生産現場に寄り添った酪農・畜産政策の推進と必要な予算措置に努められるよう、下記事項をそえて強く要望する。

記。

1、食料・農業・農村基本計画などで定める牛乳乳製品や肉類の自給率目標と生産努力目標の達成に向け、適切な国境措置の堅持、盤石な経営所得安定（所得補償）政

策の構築、万全な需給安定対策の確立及び生産基盤強化対策の推進などを図り、国際競争に打ち勝つ国内酪農・畜産の持続的発展に資すること。

2、ウルグアイ・ラウンド農業交渉合意等における牛肉関税の引き下げの代償として導入されたセーフガードについては、国産牛肉の生産振興に重要な措置であることから、四半期ごとに設定される法定の発動基準数量の緩和などの見直しは断じて行わないこと。

3、乳製品市場の国際化が進展する中で、国産需要の喪失やチーズ向け等乳価の下落による所得低下などが強く懸念されることから、国産チーズ等の生産振興・品質向上などを図るための万全な生産者等支援対策を講じること。

4、指定団体制度改革などに伴う生乳の需給安定に対する生産者不安を払拭するため、国の責任において、需給緩和時における生産者団体等による乳製品製造経費（委託加工費）や調整保管経費等を支援する万全かつ機動的な生乳需給安定対策を講じること。

5、専業地域及び兼業地域、大規模経営や家族経営など多種多様な地域事情を踏まえた計画的（安定的な投資）な事業の推進が可能となるよう、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）や酪農経営体生産性向上緊急対策事業（楽酪事業）の十分な予算を確保の上、生産現場の要望に対応した事業内容の充実強化を図ること。

6、酪農経営安定化支援ヘルパー事業については、酪農家の働き方改革の上でも、酪農ヘルパー要員の確保や雇用環境の充実等による定着及び新規就農の促進を図るためにも、極めて重要であることから、利用組合等生産現場の要望を踏まえた事業内容に充実強化すること。

また、酪農ヘルパーに高度な専門技術者としての職業資格を付与する制度を創設し、資格取得登録者に対する給与・待遇面での政策支援を行うなど、人材養成対策を強化すること。

7、近隣アジア諸国を中心に海外における口蹄疫等の家畜伝染病が発生し、家畜伝染病の国内への侵入リスクが依然高いことから、国内における防疫対策並びに体制の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員の派遣

- 藤田議長 日程第5 議員の派遣の件を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書を朗読させます。

中川事務局長。

- 中川事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、十勝管内市町村議会議長・副議長意見交換会。

目的、管内市町村議会正副議長との意見交換のため。

派遣期日、平成29年12月22日、金曜日。

派遣場所、帯広市。

派遣議員、藤田博規議長、大谷友則副議長。

以上です。

- 藤田議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出

- 藤田議長 日程第6 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を議題としま

す。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第7 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもって、平成29年第4回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 1時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員